特典商品 子育て家庭優待事業に協賛

子育て支援積金

適用利率

年0.50%
(税引後 年0.398%)

適用利率

当金庫で児童手当を
受給されているご家庭には

年0.60%
(税引後 年0.478%)









18歳未満の子供を持つ家庭（妊婦の方を含みます）で、
「はぐみんカード」または「ぴよかカード」「ぎふっこカード」の提示ができる方
（スマートフォン上での提示も可）

尾西信用金庫 ※詳しくはお近くのびしん窓口へお問い合わせください。
https://www.bi-shin.co.jp/

子育て支援積金商品概要

本商品は、愛知県、岐阜県の子育て家庭優待事業に当金庫が協賛し、特典として提供する商品です。

商品の種類	定期積金
取扱期間	2026年10月1日（木）～2027年3月31日（水）
掛込金額	毎月の掛金 10,000円以上　20,000円以下
契約期間	3年（36回）・4年（48回）・5年（60回）
販売対象者	18歳未満の子供を持つ家庭（妊婦の方を含みます）で、「はぐみんカード」「ぴよかカード」「ぎふっこカード」の提示ができる方（スマートフォン上での提示も可）
適用利率	年0.50%（税引後 年0.398%） 当金庫で児童手当を受給されているご家庭には 年0.60%（税引後 年0.478%） ※この定期積金を中途解約された場合は、解約時における普通預金利率が適用されます。満期日以降は、解約日における普通預金利率で計算した利息をお支払いします。 ※税金については、源泉分離課税の場合は、お利息に20.315%（国税 15.315%　地方税 5%）税金がかかります。
苦情処理措置・紛争解決処理	**苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗またはコンプライアンス担当部署（9時～17時30分、電話：0120-102-305）にお申出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825)でも受付しております。 **紛争解決処理** 愛知県弁護士会（電話:052-203-1777）、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に当金庫担当部署または 全国しんきん相談所にご相談ください。
その他	・両親又はお子様名義での取扱いとし、1人1口座のみとさせていただきます。 ・預金保険の対象です。 ・金融情報の変化や販売状況により、新規受付を一時停止、または早期に終了することがあります。

尾西信用金庫